

# 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画の策定について

## 1 計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として市町村における策定が義務付けられた計画であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する必要があります。

本市では、令和2年3月に「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、『次代を担う子どもたちを 地域ではぐくむまち さんむ』を基本理念として、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいます。

また、令和5年3月には、第2期計画の中間見直しとして、放課後児童クラブの見込量や供給量の見直しなどを行いました。

そして、第2期計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえつつ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期計画を策定いたします。

### ■根拠法

<b>子ども・子育て支援法 第61条</b>
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### ■計画の期間

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画									
		中間 見直し		改定	第3期計画				
							中間 見直し		改定

## ■国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づく計画の記載事項

### 必須記載事項

#### ①教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

→ 本市の第2期計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定。

#### ②教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

※1 認定こども園、幼稚園、保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

#### ③地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

##### ○地域子ども子育て支援事業一覧

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1. 利用者支援事業           | 8. 一時預かり事業             |
| 2. 地域子育て支援拠点事業       | 9. 延長保育事業              |
| 3. 妊婦健康診査事業          | 10. 病児・病後児保育事業         |
| 4. 乳児家庭全戸訪問事業        | 11. 放課後児童健全育成事業        |
| 5. 養育支援訪問事業          | 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業   |
| 6. 子育て短期支援事業         | 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 7. ファミリー・サポート・センター事業 |                        |

以下の3つは〔令和6年4月1日施行〕新規事業

- ①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

#### ④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定。

## 任意記載事項

### ①基本理念

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載。

### ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

### ③子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

### ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策

### ⑤地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 [令和4年4月追加]

- ・各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていく取組

### ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

### ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年度）から5年を1期として作成  
次期計画は、令和7～11年度

### ⑧市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

- ・各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等

## 2 ニーズ調査の概要

---

### (1) 調査の目的等

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、本市における子育て支援に関するニーズを把握し、計画に反映させていくことが必要です。

このため、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするニーズ調査を実施する予定であり、本調査は、子ども・子育て世帯の生活実態や動向、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや課題、子育てや教育に関する保護者の意識等を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とすることを目的といたします。

### ■調査の対象等

#### ○調査対象

令和6年2月1日現在、山武市に住民登録があり、小学生以下の保護者

#### ○件数

対象	配布数	想定回収率※
就学前児童の保護者	約 1,100 票	50.0%
小学生の保護者	約 1,400 票	50.0%

※前回調査（平成30年12月）就学前児童の保護者 50.2%、小学生の保護者 45.1%

#### ○調査方法

- ・就学前児童の保護者用は、各園より調査票を配布  
⇒記入後、各園の回収箱 または 同封の返信用封筒にて郵便ポストへ投函
- ・小学生及び未就園の児童の保護者用は、郵送で調査票を配布  
⇒記入後、同封の返信用封筒にて郵便ポストへ投函

#### ○調査期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月25日（月）

#### ○調査結果

調査結果については、市ホームページで報告予定。（5月中旬頃通知でお知らせします。）